

医療費控除の準備書類について

所得税確定申告の医療費控除について、医療費の領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。領収書の原本は自身で5年間保存する必要があります。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を添付したものは、明細の記入・領収書の保存が省略できます。

内容	準備書類等
保険診療	・ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」があればOK！ ・ 「医療費のお知らせ」に記載されている領収書は、保存の必要がないため、破棄してもOK！ ・ 確定申告までに「医療費のお知らせ」が届かなかった期間分は、領収書を集計し「医療費控除の明細書」を作成する
自費診療	・ 領収書を集計し「医療費控除の明細書」を作成する
市販薬等	・ 領収書を集計し「医療費控除の明細書」を作成する
交通費	・ 交通費を集計し「医療費控除の明細書」を作成する ・ 公共交通機関の交通費は対象となるが、原則としてガソリン代、駐車料やタクシー代は対象とはならない
医療費控除の明細書	・ 国税庁HPや税務署から入手する ・ 医療を受けた人ごと&医療機関ごとに、まとめて記入する ① 医療を受けた人の氏名 ② 医療機関の名称 ③ 支払った医療費の合計額 ④ ③のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 ・ 明細に記載した医療費の領収書は、自身で5年間保存する必要あり

- 本人だけでなく、本人と生計を一にしている親族の医療費も合算できます。
- 実際に支払った年分となるため、年末時点で未払いとなっているものは翌年分の控除となります。クレジットカード支払いの場合は、利用した時の年分となります。
- 診療、治療、療養に必要な医療費が対象で、健康増進や美容のための費用や予防接種は対象外となります。健康診断等の費用も、原則として対象外です。
- 治療、診療に必要な医薬品の購入費用も対象となります。
- 医療費控除の対象となるのは、保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）を差し引いた、実質負担額となります。
- 保険金や給付金でカバーされる金額は、その対象となった医療費（入院、手術など）の金額を限度として差引くので、保険金が医療費を上回った場合でも、他の医療費からは差引けません。
- 医療費控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。住宅ローン控除などの税額控除により所得税がゼロの場合でも、住民税が減額する場合があります。

■税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

- （注） 法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月
個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）
住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。